

剥奪説の再検討のためのノート

谷川 卓

トマス・ネーゲルは1970年の論文「死」において、なぜ死が害なのかを説明する一つの見解を提示した¹。今日「剥奪説（the deprivation theory）」と呼ばれるその見解によれば、死はわれわれから生にまつわる善を奪うがゆえに害なのである。ところで近年、この剥奪説の主張は、しばしば害に関する一般的な説明の観点から捉えられる（たとえばベン・ブラッドリーがそうした見方をとっている²）。すなわち反事実条件的比較説（Counterfactual Comparative Account）の主張によれば、害は一般的に善を得ることのできた可能性の剥奪として理解できるのであり（善を得ていない現実と善を得た可能性との比較によって害を説明する）、死の害はこうした可能性の剥奪の害の一種とされるわけである。

そのような背景を踏まえて、私は本論においてつぎの三点を主張したい。（1）ネーゲルの剥奪説と反事実条件的比較説では、死によって何が剥奪されるかについての見方が異なっている。（2）死の害を説明するのに反事実条件的比較説は不適切である。（3）死の害を説明するにはネーゲルの剥奪説のほうが適切だが、害の概念の理解についてはもしかすると再考の必要があるかもしれない。以下、これらの論点をより詳細に論じる。

1. 剥奪説と反事実条件的比較説

1.1 ネーゲルの剥奪説

ネーゲルによると、死の害は、ある人のある内在的な状態によって特徴づけられるたぐいの害ではない。たとえば「死んでいる」という状態によって死の害を説明することは不適切である。この点は、死の害が死んでいる状態の長さに応じて程度を異なるたぐいの害ではないことを踏まえれば理解できよう。たとえば風邪をひくことはふつう害と見なされるが、われわれはその害をどれくらいのあいだ被っていたかを語ることができる。それは風邪の諸症状が出てから回復するまでであり、風邪の害はある身体的な状態にあるあいだ被っていたわけだ。そして期間を問題にできるからには、その期間の長短を考えることもできる。だからこそわれわれは、風邪をひいている期間が長くなればなるほど、より多くの害を被ったと言えるのである（風邪は早く治るに越したことはない）。ところがわれわれは死の害をそのような仕方では語らない。つまり「死んでいる」期間としてはたとえば徳川家康より源頼朝のほうが長いわけだが、だからといって源頼朝が死の害をより深刻な仕方で被っていることにはならないだろう。源頼朝であれ徳川家康であれ、そしてほか

¹ Nagel (1970). この論文は、一部加筆修正をされたうえで1979年に出版された論文集に再録された。本論におけるこの論文へのページ参照は、その再録版による。

² Bradley (2009).

のだれであれ、死によって何らかの害を被ったことに変わりはないが、その害は死を迎えた時点がより以前であるほど重大になるといったものではない。

すると死がわれわれにとって害であるのは、どのような理由によるのだろうか。ネーゲルは、死がわれわれから奪うものに注目する。ネーゲルが死の害を特徴づけている一節を引用しよう。

「一人の人間が死ねば、死体が残る。そして死体も、家具に起こりうるような災難にならば、遇わないとも限らないのだが、そういう場合でも、死体は同情されるにふさわしい対象とは言えまい。だがその人間は、まさに同情されるにふさわしい対象なのである。彼は生を失った。だがもし彼が死ななかつたならば、彼はその生を生き続け、生きることの内に存するどのような善をも手に入れることができたはずなのである。」

³

ネーゲルがここで考慮しているのは、現実と可能性との比較である。ある人が現実にある時点で死んだ。もしその時点で死んでいなかつたら、その人はもうしばらくは生きていただろう。するとその人は、生きていたならば手にすることのできた善を、死によつて手に入れられなくなつことになる。死がわれわれにとって害である理由はここにある。死は、手にした善をわれわれから奪うがゆえに害なのだ。このような特徴のゆえに、ネーゲルの見解は剥奪説と呼ばれる。

とはいへ、いま述べたのは剥奪説の基本的な枠組みにすぎない。この説が死の害を適切に説明するものとなるには、まだ明確にするべき点がある。それは、死が奪うとされる善とはいつても何なのかという点である。

ここで「善とは何か」という問い合わせには、さまざまな答えがありうる。たとえば「快である」とか「欲求の充足である」とかいつた答えである。そのどれを採用するかによって、死の害がどのような害であるかに関して違いが生じることにもなるだろう。ネーゲル自身の見解を確認しておきたい。ネーゲルは善についてある意味で楽観的な見解をとっており、それが彼の見解を興味深いものとしている。ネーゲルは死が奪う善に関して、つぎのように述べる。

「それが起こることで人生がよいものになるような要因が存在し、逆に、それが起こることで人生が悪いものになるような要因も存在する。しかし、これら二種の要因を

³ Nagel (1970), p.7 [p.11] . 引用は邦訳に従う。なおネーゲルは、現在ときに「終焉テーゼ」と呼ばれる見解——人は死ぬと存在しなくなるという見解——をとっている。それゆえここで「死体」は「人」と区別されるのだが、私は死体を人ではないとする見解には検討の余地があると思っている。死を迎えるとき、人にはそれによって終わることになる何かしらの要素もたしかにあるが、死後に残る身体にも何かしら人としての要素があると考えるからである。この点を明確にしてより詳細に議論することは、別の機会に譲りたい。

取り去ったとき、後には単に価値中立的なものが残るわけではない。残るのはあくまでも積極的な価値をもつたものなのである。」⁴

ネーゲルに言わせれば、生にはそれ自体として積極的な価値がある。その価値は、生きているあいだに起こるさまざまな出来事の善悪によって左右されたりしない。平たく言えば、「たとえつらい人生であっても、生きることはそれだけでよいことである」わけだ⁵。この見解を剥奪説と結びつけよう。すると死が害であるのは、生にまつわる善（それ自体として積極的な善）を剥奪するからだということになる。

ネーゲルの見解のポイントを確認しておこう。ネーゲルによると死がわれわれにとって害であるのは、それがわれわれから生（存在）を奪うからである。われわれの人生では、善いにせよ悪いにせよ、実にさまざまな出来事が起こる。だが、そもそも起きた出来事がわれわれにとって善かったり悪かったりするためには、われわれがこの世界において存在していなければならない。われわれは生きているからこそ（存在しているからこそ）さまざまな善悪を享受できるのであり、死はそうした享受を可能にする条件である生（存在）を奪うがゆえに、害なのだ。するとつぎのように言ってもよいだろう。すなわちネーゲルは、死に着目しながらも、生（存在）のもつ価値を確認しているのである。

1.2 反事実条件的比較説

さてしかし、最近では、剥奪説は害に関する一般的な説明の一部として理解されることがある。つまり害に関する有望な説の一つに反事実条件的比較説という説があるが、死の害はそれによって説明されるもろもろの害のなかの一つというわけだ。反事実条件的比較説においてある主体が害を被ることは、おおまかに言って、その主体にとっての現実の価値と可能な価値を比較したとき、現実の価値のほうがより悪いことであると分析される。定式化にあたっては可能世界の概念に訴えられることが多い。ここではブラッドリーによる定式化を紹介しておこう⁶。

世界 w におけるある主体 s にとっての類似性関係 R と相対的な出来事 E の価値は、 w がもつ s にとっての内在的価値から、 E が起こらない R -最類似世界がもつ s にとっての内在的価値を引いたものである。

たとえば私が風邪をひいたとき、それによって私は害を被ったと言えるだろうが、それは私の風邪ひきという出来事が起きた現実世界と、それが起こっていない可能世界を価値の観点から比較したとき、前者のほうが私にとってより悪いこととして理解される。可能

⁴ Nagel (1970), p.2. [p.3.] 引用は邦訳に従う。

⁵ Nagel (1970), p.2. [p.3.] 引用は邦訳に従う。

⁶ Bradley (2009), p. 50.

世界 w がもつ主体 s にとっての内在的価値とは、その世界で生じる物事が、あらゆる点を考慮したとき、 s にとって善いか悪いかに応じて決まる価値のことである。ある世界における物事が s にとって善いか悪いかを踏まえて、その世界が s にとってもつ価値をある種の仕方で計量化したものと言ってもよいだろう。風邪をひいた現実世界の価値と風邪をひいていない最類似可能世界の価値を比較したとき、私にとっては後者のほうの価値がより「大きい」わけである。なお、可能世界間の類似性が言及されているのは、現実との違いが大きければ風邪ひきはむしろ利益と見なされうことが考慮されているからである（もし私があまり気の進まない単純作業を延々とすることになっていたとしたら、風邪をひいたためにその作業をしなくてよくなることのほうが、私にとってはより善いことであるかもしれない）。

そして目下の議論にとって重要なのは、死の害もまた、いま述べた観点から理解されるということである。つまり死の害は善を手にする可能性の剥奪として捉えられるのだから、それは善を手にしていない現実と、善を手にすることのできた可能世界の比較によって理解できるのである。現実にはある主体 s がある時点 t において死んだ。しかし、もしその主体 s が時点 t において死ななかつたら、その後の時点で s にとって肯定的な価値をもつ出来事が起こりえた。すると s にとっての内在的価値は、現実世界より、時点 t において死ぬことのなかつた可能世界のほうが大きいことになる。ゆえに、 s にとって時点 t における死は害なのである。

こうして見てみると、ネーゲルの見解と反事実条件的比較説は、死の害の説明に関して違いがないように思われるかもしれない。害の一般的な説明であるぶん、反事実条件的比較説のほうが魅力的に映るひともいるだろう。可能世界の枠組みによって捉えなおされたことで、ネーゲルの見解が形式的な観点から整備されたと見なしてもよいかもしれない。しかし死の害に関して、その二つの説明は重要な点で違いがある。ここではそのうち一つを、そしてつぎの第2節においてもう一つの違いを確認したい。

1.3 ネーゲル的剥奪説と反事実条件的比較説の違い

反事実条件的比較説の焦点は、主体にとってある出来事がもつ価値にある。主体が享受する価値には肯定的な価値と否定的な価値があるわけだが、それらの価値のいわば総和を可能世界間で比較することによって、ある出来事が害であるかどうかが判定される。いかなる害もそうした仕方で捉えられるのであり、死の害も例外ではない。そしてここに存在（生）の価値に焦点を当てるネーゲルとの違いがある。その違いは、死がむしろ利益となる場合があることを許容するかどうかに現れる。たとえば主体 s が時点 t において死ななかつたとして、その後に s に降りかかる出来事がことごとく否定的な価値をもつならば、時点 t で死を迎えた現実世界の内在的価値のほうがより大きいために、死は s にとってむしろ利益になるというわけだ。このような考慮がなされうる具体的なケースとしては、患者者が安楽死を求めるようなケースなどが考えられよう。そのまま生き続けるならそれだけ

苦しみが続くようなとき、反事実条件比較説において死は利益と見なされうる。しかし、存在（生）の価値が重視される限り、ネーゲル流の剥奪説においてそのような判断がなされることはない。

ネーゲルによれば、存在することにはそれ自体として積極的な価値があり、それは生きているあいだに起こる出来事の善悪によっては左右されない。そのことを踏まえて剥奪説は、われわれがこの世界においてさまざまな善悪を享受できる存在者であることの意義を、死に焦点を当てながら確認しているものと見なしえた。他方で反事実条件的比較説をとる論者が注目するのは、起きた出来事がもつ主体にとっての価値にある。そして出来事の内容次第では、生きていることがむしろ害と捉えられるわけである。あるいは、つぎのように言ってもよいだろう。すなわち、反事実条件的分析はたしかにネーゲルの剥奪説と基本的な枠組みを共有してはいるのだが、しかし「死が奪う善」に関して異なる見方をとるために、死の害に関してネーゲルのそれとは異なるバージョンの剥奪説となっているのである。

2. 死の害の帰属時間の問題

2.1 反事実条件的比較説と死後説

いま述べた違いはネーゲルの剥奪説を検討するさいに重要な論点となるが、それは次節で扱うことにしてしまう。本節では、反事実条件的比較説が一つの困難を抱えていることを指摘したい。その困難のゆえに、反事実条件的比較説は死の害の説明としては不適切であると私は考える。受け入れがたいトリッキーな存在論が強いられることになるというのが、その困難である。

反事実条件的比較説は害に関する一般的な説であるが、それは害の帰属時間に関する問い合わせ（「いつ害を被るのか」）にも一般的な答えを与える。つまり一般に、ある主体 s が出来事 e によって害を被るのは、その出来事 e が起きた後である。たとえば私が風邪をひいたことによって害を被ったとき、私がその害を被ったと言えるのは、風邪をひいたそれ以後であろう。風邪ひきの害を、風邪をひいていない健康なうちに実は被っていたのだと主張するのは奇をてらいすぎである。そしてこのさい、その害をいつまで被っていたのかを言うこともできるだろう。すなわち、風邪の諸症状が収まってふたたび健康になるまでのあいだである。風邪をひき始めてから治るまでの私にとっての現実の価値は、もし風邪をひいていなかつたとしたときの私にとっての可能的な状況の価値と比較するとより悪いがゆえに、私は害を被ったのであり、さらに言えば私は、その比較の対象となる期間に害を被っていたのである。

ある主体 s がある出来事 e によって害を被るのは出来事 e が起きた後だという見解は、一般性をともなう見解であるがゆえに、害の一種である死の害についてもあてはまる。つまりある主体 s が死によって害を被るのも、死という出来事が起きた後なのである（こ

の見解を「死後説」と呼ぼう）。反事實条件的比較説のもとで死の害を説明するには、ある主体 s の死んでしまった現実世界の価値と、死んでいない可能世界の価値を比較する必要があった。そしてその比較が意味をなす期間に、主体 s は死の害を被ることになる。またこのさい、死後にその主体について言われる価値を考える必要があるが、以上の見解を受け入れるならばそれはいわば「ゼロ」とするのが適當だと思われる。というのも、主体 s は死んだ後、死んでいるがゆえに、肯定的な（プラスの）価値をもつ出来事を享受することもなければ、否定的な（マイナスの）価値をもつ出来事を享受するとも考えられないからである⁷。

しかし「いつ死の害を被るのか」という問い合わせに対してこのように答えたとき、気がかりな点が一つある。前節において退けたある見解が、いくらか強められた仕方で取り入れられたように思われる所以である。つまりここでは、死の害を「死んでいる」という状態によって説明するアプローチがとられているのではないだろうか。反事實条件的比較説のもとでまず問題になるのは、たしかに、主体 s が時点 t で死んだ世界がもつ当の主体 s にとっての価値である。だがいまは死後説のもとで議論を進めているので、その価値は死後の主体 s にとっての価値に基づいて考えることになる。すると価値が問題となる主体が、死後にも存在しなければならない。そのような存在者は、どのような仕方で存在するにせよ、その時点では「死んでいる」と言える何かである必要がある。「ゼロ」という価値を享受するのは、「死んでいる」という状態（性質）をもつ何かであるわけだ。たしかにこのアプローチは、二つの主体を取り上げてより長く「死んでいる」ほうがより大きな死の害を被っているという見方にはコミットしなくともよい。時点 t で死んでいなかつたとしても、主体 s がその後で比較的善い状態にあった期間は限られるはずだからだ。とはいえ「死んでいる」という状態をもつ何かが存在することは、死の害を説明するうえでの前提となる。

ここで、死の害を説明するために「死んでいる」という状態をもつ存在者を再考する必要性がむしろ示されたのだと主張するならば、それは考慮すべき一つの哲学的提案である。誤りと思われていた見解に実は正しい論点が含まれていることを示すのは、重要な貢献ともなりえよう。ただし私には、その提案はうまくいかないように思われる。目下の見解によれば、死の害を説明するのに、何らかの仕方で死後の価値に言及する必要がある。よってその見解は、死の害を基礎づける価値を享受する死後の存在者がいるという見解にもコミットせざるをえない。何かが価値を享受するには、その何かが必要なのである。しかしそれは、いったいどのような存在者なのだろうか。すくなくとも日常の範囲で思いつく限り、そのような存在者は見当たらない⁸。それでもそのような存在者が必要だと主張す

⁷ cf. Feit (2002), Bradley (2009), chap. 3.

⁸ ここで死体を考えることは不適切である。注3でも述べたように私は死体にも「人」と見なされるべき点があると考えるが、しかし死の害にまつわる価値の担い手になるとは考えない。そのような価値の担い手は心理的な状態ないし態度をもつことができる必要があるだろうが、死体はそのような状態や態度をもつことはないからである（家具などが被りうるような害は心理的要素ではなく傷み具合など物理的要素によると考えられるが、しかし家具に関して死の害はそもそも問題とされない）。私は、そのような心理的な態度や状態をもつ何かが、死によって存在しなくなるとは考える（別の観点から言え

るなら哲学的議論によって要請せざるをえないわけだが、最近の文献を見る限り、そうした存在者の要請を正当化しようとすると困難を抱えてしまうように思われる。

話はいまや存在論に関わっている。とりわけ存在者の領域を時間的枠組みの観点からどのように考えればよいのかという論点に関わっており、そして死後の価値を担う存在者とは（もし存在するならば）どのような存在者と見なせばよいのかという論点に関わっている。反事実条件的比較説のもとで死の害を説明しようとすれば、どのような存在者が要請されることになってしまうのかを確認しておこう。

2.2 現在主義とマイノング主義

現在主義と呼ばれる見解がある。存在するのは現在の対象だけとする見解である。この見解のもとで、死の害を説明することができるだろうか。

現時点を t_1 とし、それ以前の時点 t_0 で死んだ主体 s の死の害を説明することを試みてみよう。反事実条件的比較説に従えば、現実における t_0 から t_1 の s にとっての価値と、 t_0 で死んでいなかった場合の可能的な t_0 から t_1 の s にとっての価値を比較する必要がある。しかし一見して、ここで困難に直面してしまう。そのような比較はできないように思われるるのである。価値の享受者であるはずの s は t_0 で死んだのだから、その時点で s は現実においては存在しなくなつたのであり、それゆえそれ以降の時点において価値の享受者であることができない。現時点 t_1 では、比較の一方の項となるべきものが存在しないわけである。

この問題に対処するための手立てが現在主義者にないわけでない。たとえばマイノング主義と呼ばれる見解を採用することは一つの解決策となる⁹。現時点における死者は、現在主義の枠組みのもとではたしかに存在しない。そのことをマイノング主義者は認める。だがここでマイノング主義者は、そこで言われているのとは別の仕方ならば、現時点でも死者がいるということを主張する。マイノング主義は、論理的観点から言えば、存在することと量化の領域に属することを区別する。ある対象が存在するには、量化の領域に属したうえで、「存在する」という性質が帰属される必要があるのだ（それは量化子とは別に存在述語によって表現される）。こうして存在と量化を切り離すことで、ある対象が量化の領域に属していくながら、存在することも存在しないこともできるようになる。性質「存在する」が帰属されないという意味で、死者はたしかに存在しないわけだ。さらにここでマイノング主義者は「有 (being)」という概念を導入する。この概念は、存在しない対象への指示を含む文の意味を明確にするために必要となる。典型的には志向的態度に関わる文を考えればよい。徳川家康が現時点では存在していないという直観はきわめてもらしいが、それでもたとえば「私は徳川家康を尊敬している」といった文が有意味であるならば、「徳川家康」の指示対象を保証するものが必要となるだろう。それこそが「有る」

ば、私が疑問をもつのはもっぱら心理的要素によってのみ人を特徴づけるような見解である）。

⁹ このようなアプローチによる死の害の説明を擁護する文献としては、Yourgrau (2000), 吉沢 (2015) がある。

対象としての徳川家康というわけだ。そしてこれが死者の例にもなっていることに注意されたい。 s は死んでしまった時点 t_0 以降は存在しないのだが、しかしあるとは言えることになるだろう。こうしてマイノング主義を受け入れるなら、現実の t_0 から t_1 の価値と、 t_0 で死んでいなかった場合（そのとき s は存在して、かつ、有ることになる）の対応期間の価値を比較することができる。

たしかにこれで、死の害を説明することはとりあえずできるかもしれない。だが私には、その見解に実質を与えられるかどうかに関して疑問がある。まず気になるのは存在の概念を量化と切り離して理解することが適當なのかという点だが（ウィラード・ヴァン・オーマン・クワインの存在論的コミットメントに関する議論にはやはり注目するだけの意義がある）、いまそれは置いておこう。ここでは、仮に死の害の問題との関連でマイノング主義をとるとして、そのとき要請される対象に備わる特徴に関して疑問を提起したい。

しばしば言われるように、当の対象に同一性条件を与えられるかが一つの問題になる¹⁰。その問題はある記述を満たす対象を一意的に決定できるかという観点から提示されるのがふつうだが、死者の問題との関わりでもつぎのように問題点を指摘できると思われる。先ほど「有る」という概念を導入する根拠を志向的な態度が関わる文の意味を明らかにすることに求めた。だがそのさい、「有る」対象の同一性は何によって保証されるのだろうか。私もあなたも徳川家康を尊敬しているとしよう。このとき言われている「徳川家康」は同一人物のはずである。しかし、私とあなたはそれぞれ別の理由で徳川家康を尊敬しているかもしれない。たとえば私は江戸幕府を開いた人として、あなたは関ヶ原の戦いの勝者として、徳川家康を尊敬しているという具合である。ここで対象が「有る」根拠が志向性にあるならば、志向性の向けられる対象にも違いが出てこないだろうか。徳川家康が存在するならば、江戸幕府を開いた人であるという性質と関ヶ原の戦いの勝者であるという性質はいずれも徳川家康に帰属される。だがいま検討している枠組みの上で徳川家康は存在しない。だとすると私とあなたがともに尊敬している対象が同一であることは、どのようにして保証されるのだろうか。またここで、もう一人、徳川家康を尊敬している人がいるとしよう。だが実はその人は徳川家康を、鎌倉幕府を開いた人として尊敬している（この人は歴史の成績があまり良くなかったのだろうが、しかし似たような思い違いはだれしもあるものである）。その人が尊敬する「徳川家康」は、私やあなたが尊敬する「徳川家康」とは別人だと言いたいところだ。しかし当の徳川家康は存在しない。私やあなたがその人に「あなたが尊敬しているのは徳川家康ではない」と指摘することの正しさを保証する何かを、マイノング主義は提供できるだろうか。あるいは、その人が徳川家康を尊敬しているということは正しいのだろうか。

たしかに、マイノング主義者も同一性条件を模索している点は考慮に入れるべきだろう。たとえばグレアム・プリーストは、独立性原理と特徴づけ原理という原理に訴えて同一性

¹⁰ この論点はクワインの指摘に由来する (cf. Quine (1948))。ただしクワインの指摘は、マイノングの対象だけでなく可能的対象なども考慮している点で、本論で話題にしているよりも広い論点に及ぶ。

条件を与えることを試みている¹¹。だが仮にその条件が適切であるとして、目下の問題を解決するのに利用できるだろうか。死の害を反事実条件的比較説のもとで説明するにしても、その害の帰される主体は心理的要素をもっていなければならないだろう¹²。しかしマイノング主義のもとで特徴づけられる「存在しないが有る対象としての死者」に、その要素は含まれない。死んでいる以上、心理的な機能はすでに失われているからである（ここで幽靈のようなものを持ち出すのはマイノング主義者の意図に沿わないだろうし、そもそもとした存在者を認めるのならマイノング主義を持ち出す必要もない）¹³。以上の論点を鑑みて、私は反事実条件的比較説のもとで現在主義とマイノング主義の組み合わせは不適切だと考える。

2.3 永久主義と全時主義

それでは人は死んだ後に死の害を被ると主張するなら、現在主義以外の見解をとればよいのだろうか。永久主義と呼ばれる見解がある。現在だけでなく過去や未来の対象も存在するという見解である。このとき「存在する」を量化と切り離して理解する必要はないので、永久主義は量化の領域を過去、現在、未来の対象とする見解であると言つてもよい。しかしこの見解のもとで、死後説をとりつつ価値の享受者となりうる存在者を要請するなら、やはり困難を招く存在者が要請されてしまうだろう¹⁴。つまりそのときにも、人は死後、生前とは異なる仕方で存在していると主張せざるをえなくなる。

全時主義 (permanentism) と呼ばれる見解がある¹⁵。われわれを含めて対象は現在、過去、未来のすべての時点で存在するという見解である。ここで「存在」は量化の観点とは区別され、時点との関係で言わされていることに注意されたい。たとえば永久主義はとるが全時主義はとらないとき、徳川家康は量化の領域に属する点で存在しているが、現時点では存

¹¹ Priest (2005). 独立性原理とは、対象は存在するか否かにかかわらず性質をもつことができるという原理である。また「特徴づけ」とは、さまざまな性質の組み合わせのことであり、特徴づけ原理とは一つの特徴づけによる対象はその特徴づけに含まれる性質それをもつという原理である。

¹² 注 8 を見られたい。

¹³ たとえば人は死後に中傷されることで害を被りうるし、そのときその人がその中傷に気づくことは（死んでいるがゆえに当然ながら）ない。だがこれは死の害ではなく、死後の害の問題である。このたぐいの害の帰属時間の問題は、またあらためて検討する必要がある。

¹⁴ そのような存在者をそもそも要請しないアプローチもある。鈴木生郎は、死の害を説明するための形而上学的枠組みとして反事実条件的比較説をとったうえで、永久主義と（持続に関する）三次元主義の組み合わせを推奨する。そして死の害を無時間的に存在する人と時点との関係によって説明する。ただしそのさい鈴木は死の害の時間の問題について死後説をとっており、私にはここに緊張があるように思われる。鈴木はその枠組みのもとで、時点 t において主体 s が死の害を被るとしても、 t において s が存在する必要はないとする。そしてそのことによって死の害は他の害と区別される。鈴木の用語を使えば「存在要請テーゼ」の成り立つタイプの害と成り立たないタイプの害があり、死の害は後者なのである。しかし反事実条件的比較説は、基本的には害を一般的に説明しようとする見解であった。ここでは存在要請テーゼと死後説のいずれかを退けて、その一般性を放棄することが求められていると言えるが、どちらかを避けなければならないなら、それは死後説であるように私には思われる。cf. 鈴木 (2011).

¹⁵ ティモシー・ウィリアムソンが、すべての存在者は必然的に存在するという必然主義とパラレルな仕方で導入している見解である。cf. Williamson (2013), chap. 1.

在しないと言うことができる。しかしさらに全時主義をとるならば、徳川家康は現時点においても存在することになるわけである。全時主義とは、対象がある時点区間への位置づけを無時間的にもつという主張でないことに注意してほしい。そしてこの見解によれば、われわれは死んだ後の時点においても存在することになるので、死後であれ価値の享受者となる存在者をとりあえず用意できる。

だがこの見解は、にわかには信じがたい。反例はすでに提出されているように思われる。つまり徳川家康が現時点において存在していないことは明白ではないだろうか。また、未来の時点でも実にいろいろな人たちが存在することになるだろうが、その人々は現時点では存在していない。さらに現時点に存在するわれわれも、過去のある時点までは存在していなかつたし、未来のある時点以降は存在しないだろう。

こうした指摘に対して、全時主義者は一応の回答を持ち合わせている。すなわち、われわれはある時点では具体的な仕方で存在するが、ある時点では抽象的な（具体的でない）仕方で存在すると答えるのである。われわれは現在のところ具体的な仕方で存在しているが、ある時点以降は（つまり死を迎えたとき以降は）抽象的な仕方で存在するというわけだ¹⁶。

しかしこの回答は、具体性と抽象性のあり方にまつわる、また別の形而上学的问题に踏み込んでいる。それゆえそれにともなう形而上学的な問題を、この見解は抱えてしまっているだろう。二点指摘したい。

一つは、具体的な存在者が抽象的な存在者に変化することはどういうことなのかが分からぬという点である。死の害を問題にする以上、生前の存在者と死後の存在者のあいだには同一性の関係（ないし時間的部分関係に訴えるような関係）があるはずだろう。ゆえにここに提示されたのは、ある存在者が具体的なものから抽象的なものへと（内在的に）変化するという描像として理解できる。だがはたして、そうした変化は認められるのだろうか。身長が伸びるとか、髪の色が変わるといった変化なら、われわれにもおなじみである。しかしそれまで具体的であったものが抽象的になるとはどうなことか、われわれにはすくなくとも前理論的な直観がない。具体的な対象と抽象的な対象のあいだに通時的な同一性が成り立つということは疑わしいとも思われよう。具体的な対象が具体的でなくなるとき、それはその対象が「存在しなくなる」ことだと理解するのが自然である。あるいは抽象的な存在者は、それが存在するとして、内在的な変化の担い手になりうるのだろうか。数の2は、だれかのお気に入りの数であったのだがそうでなくなったということはあっても、それ自体が何らかの変化を被ることはないように思われる。たとえば仮に2が「偶数でなくなる」といった“変化”をしたとして、その数はもはや2ではあるまい。変化とは、具体的な対象が時点に応じて異なる性質をもつことを言うのではないか。

¹⁶ ウィリアムソンは「抽象的」と「非具体的」を区別する。数などについて言われる「抽象的」は積極的な意味をもつが「非具体的」はそうでないとしたうえで、ここで言う「抽象的になる」は「非具体的になる」と言うべきだとする。だがそのときにも、以下で述べるような問題はやはり生じると考えられる。

もう一つの問題点は、死の害の帰属対象となるための条件に関わる問題点である。こうした対象は何らかの心理的要素をもっている必要があると思われるが、はたして、抽象的対象が心理的要素をもつことができるのだろうか。数の2であれば、それが何らかの心理的状態をもつとは考えられないだろう。にもかかわらず死者は心理的な要素をもつ抽象的対象だと言うならば、それは何か特別な例外的扱いをされる対象なのだろうか。人をはじめとする種々の対象が抽象的な仕方で存在するという見解は、すくなくともこうした点で、マイノング主義とあまり違いがない。

2.4 例外としての死の害

このようにして、現在主義をとるにせよ、永久主義をとるにせよ、いずれにしても困難が生じてしまう。トリッキーな存在者が要請されてしまうわけだ。こうした困難の生じる根拠は、死後説をとっていることにある。死後説をとる以上、存在と非存在を同時にもつとでも特徴づけられそうな存在者を要請することが求められてしまうだろう。これまでの一連の議論は、死の害の帰属時間について別の見解をとるべきことを示唆していると理解するべきである。そして私の考えでは、その問題に対する適切な答えはほかにある。つまり死の害は、無時間的な仕方で帰属されるべきである。そもそも「いつ死の害を被るのか」と問うべきではないのだ。そしてそのような見解のもとで、あり方の不確かな存在者が要請されてしまうことはない。

その答えは、当然ながら反事実条件的比較説の支持者には受け入れられないだろう。反事実条件的比較説のもとで害は、一般に、危害に当たる出来事の起こった後に帰属されるが、そこで死の害の帰属される時間は存在しないということになると、害の帰属時間の説明に関して一般性が損なわれることになってしまうからである¹⁷。

とはいって私の考えでは、死の害が別扱いされることはあるむしろ望ましい帰結である。そしてこの点はかえってネーゲル的な剥奪説を支持する根拠になるとも考える。ネーゲル的剥奪説のポイントは、存在していること（生きていること）にそれ自体として積極的な価値を認めることにあった。死はわれわれに降りかかる害のなかでもとくに重大なものという直観が正当であるならば、死とその他の害の違いを説明するのに、害を基礎づける要因の違い（存在と出来事）に求めるのは理にかなっているだろう。そしていったん死の害の特異性が認められるならば、死の害の帰属時間は問い合わせないとする見解をネーゲル的剥奪説のもとでとることに問題はない。そしてそれは何より、死の害の帰属時間の問題にまつわるネーゲル自身の見解でもある¹⁸。

本節の議論をまとめよう。出来事の価値に焦点を当てる反事実条件的比較説は、われわれはいつ死の害を被るのかという問題に適切な答えを与えることができない。というのも反事実条件的比較説のもとで死の害を説明するには、何らかの価値の享受者が死後に存在

¹⁷ Feit (2002), p.361.

¹⁸ cf. Nagel (1970), p. 5 [p. 8] .

することを要請しなければならなくなるのだが、それはトリッキーな存在論を強いることになるからである。その点を考慮するとき、ネーゲルの剥奪説のほうが適切であると主張できる。

3. ネーゲル的剥奪説と存在の価値

だが、ネーゲルの見解をすぐに手放しで受け入れられるというわけでもない。その見解にも問題点を指摘できる。問題点は、ネーゲル的剥奪説の骨格をなす二つの考え方、すなわち死の害の帰属時間は問い合わせないとする考え方（「無時間説」と呼ばう）と、死が剥奪するのは存在の善とする考え方それぞれについて指摘できる。もっともネーゲルは前者の問題点は検討対象としており、その検討は方向性として正しいと私は思うが、しかし代替案を提示できるとも思う。それに対して後者の問題点は、もしそれが真剣に受け止められるべき問題ならば、ネーゲル的剥奪説に再考を迫るものである。

3.1 無時間説と対称性問題

剥奪説を提示するさい、ネーゲルは死後の非存在に焦点を当てている。それは哲学史的にはルクレティウスに由来する問題、すなわち死後の非存在と誕生前の非存在の非対称性をめぐる問題に対処するためである。われわれは死ぬと、（すくなくとも心理的な機能をもつ存在者としては）存在しなくなる。それが死が害とされる理由の一端だが、「存在しない」ということを言うなら、われわれは生まれてくる前にも存在していなかった。ところが誕生前の非存在はふつう害と見なされたりしない。われわれは死後に存在しなくなることに恐れを抱いたりするが、誕生前に存在してなかつたことに心を乱されたりはしない。しかし、それはなぜなのだろうか。剥奪説を踏まえるなら、それを害と見なしてよきそうにも思える。つまりわれわれは、誕生前の期間にも、存在の善を剥奪されていたのだ。死後説をとらないなら、その主張はなおさら真実味を帯びてくるだろう。死後説は死後の非存在に焦点を当てるべき理由を与えてくれるかもしれない。だが無時間説をとるならば、死後の非存在を特別視する必要はないだろう。無時間説の観点からは、死後の非存在も誕生前の非存在も同等に扱われるはずだからである。

このような問題点にもかかわらずネーゲルが死後の非存在に焦点を当てるのは、誕生前の存在は剥奪の対象ではないと考えているからだ。ソール・クリプキ流の起源の本質性にまつわる議論が根拠になる¹⁹。われわれには現実に生まれたより早く生まれることのできた可能性は（早産の許すような許容幅を別にすれば）ない。われわれが実際に生まれてきたよりも早く生まれたひとは、受精卵を異にするがゆえに、われわれとは別人だからである。そもそも存在しえなかつた期間は、剥奪の対象にはならない。剥奪と言うからには、手にしえた可能性があることが前提となるからである。

¹⁹ Kripke (1980).

ネーゲルの返答のポイントは、可能性が剥奪されることと可能性が問われないことを区別する点にある。それは目下の問題に答えるのに適切な方向性を押さえていると言えよう。誕生前の非存在と死後の非存在の非対称性を可能性の概念によって根拠づけることは、当の非対称性の客観性を保証する利点があるからだ。誕生前の非存在と死後の非存在の非対称性は主観的なものだと主張するアプローチもないわけではない。たとえばデレク・パーフィットによる時間バイアスの議論を利用することができる²⁰。パーフィットによれば、われわれには過去の事柄より未来の事柄のほうを気にかけるバイアスがあるのであり、問題の非対称性もそのバイアスの一種として理解できるというわけだ。だがしかし、いったん存在したもののが可能性が奪われることは、そもそも可能性がないことより深刻だと考えられる。その深刻さが心理的な要因に尽きないとすれば、ネーゲルの見方のほうがもっともであるだろう。

とはいっても私は、実際より早く生まれた可能性は問われないと主張するのに、本質をめぐるクリプキ流の議論に訴えなくてよいだろうとも思う。それが本当に適切な形而上学的見解であるかどうかはあらためて検討する必要があり、もしそれが不適切であればネーゲルの見解も退けられることになりかねない（もしかすると起源は本質的性質でないかもしれない）。そして本質に訴えなくとも、すでにある概念装置で目下の問題に対処できると考える。つまり、可能世界の類似性に訴えるのである。この考え方によると、われわれが実際よりも早く生まれた可能性はまったくないわけではない。しかし、そうした可能世界は現実世界とさまざまな点で違いがあるはずだ。それはわれわれがふつう考慮する可能性の範囲外にある。誕生時期を同じくする可能世界のほうが、現実世界にはより類似しているだろう。われわれが実際より早く生まれた可能性は、その疎遠さゆえに、話題となる文脈が限られてしまうわけである。

3.2 存在の善

他方でネーゲル的剥奪説の骨格をなすもう一つの考え方、すなわち死が剥奪するのは存在の善であるという考え方には、重要な点で再考を迫られるかもしれない。というのもその考え方の前提として、存在すること（生きていること）は善であるわけだが、その点について疑問を提起できるからである。存在することがむしろ害悪とされる場合があるなら、ネーゲルの見解はすくなくともそのままの形では保持できない。

考慮すべき論点をひとまず三つ挙げることができる。まず一つ目は、不死は望ましいことになるのかという論点である。存在することがつねに善であるならば、死はつねに害であることになる。だとすると、もしわれわれが決して死ぬことのない不死の存在であるとしたら、それはいつまでも善を享受し続ける望ましいことになるだろう。しかし、不死が本当に望ましいことなのかは、検討を要する問題である（ひょっとしてあまりに長く生

²⁰ cf. Parfit (1992), chap. 8.

き続いていると、あるとき生きていることは害になるのではないか)²¹。二つ目は、「死んでしまったほうがよい」という判断がときになされることをどのように理解するべきかという論点である。この論点は実はすでに反事実条件的比較説を紹介したときに触れていた。つまりその説によれば、ある主体が死んでしまった現実のあり方と、その後も生き続けた反事実的なあり方を比較したとき、前者のほうがより善いならば、死はむしろ利益とされたわけである。しかしネーゲル的な見解のもとではそう言えなくなる。はたして、どれだけ苦しい時間を送ることになるとしても、存在し続けることは善いことなのだろうか。そして三つ目は、「存在しないほうがよかった」という判断をどのように理解するべきかという論点である。ひとは、この世界のなかに自分が存在してしまっているということ自体に、害を見いだすことがある。たとえば重篤な障害をもって生まれてきたひとは、そのような判断を下すかもしれない（いわゆるロングフル・ライフ訴訟にまつわるケースなどがその例となるだろう）²²。存在の価値が積極的な善でしかりえないならば、そうした判断は誤りでしかないのだろうか。そしてまた、その判断が比較の形をとっていることを考慮すれば、存在の価値と非存在の価値が比較されていることになるのだろうか（本論第2節の議論は、こうした比較に懐疑的なものであった）。

これらの論点は、ネーゲルの見解の含意を探りなければ検討するべきものである。またネーゲルの議論から離れても、存在の善が無条件に認められるべき価値なのかどうかは重要な問い合わせであり、どの論点もそれぞれ個別に取り上げて検討するだけの意義がある。そこでここでは論点の確認までにとどめて、その検討は別の機会に行うことにしてほしい。

ただし、ここで三つの論点を取り上げた理由についてはすこし述べたほうがよいだろう。そこでの問題はそもそも存在しないことであって、それはこれから存在しなくなることとして特徴づけられる死をめぐる問題とは区別できるし、あるいは区別するべきだ、といった指摘があるかもしれないからである。それはもっともな指摘だと私は思う。しかしそれを認めたうえで、ネーゲルの見解がどこまでの射程をもつかを明らかにするためにも考慮に入れるべきだとも言っておきたい。というのもこの論点は、ネーゲル的剥奪説のもとで死がどのような事柄とされているかに光を当てるとともに、存在の善という考え方重要な点で再考を迫るものとして捉えられるからである。

「存在しないほうがよかった」という判断が本当に正しい場合がありうるかどうかについて、私は結論を保留する。ただし、もしその判断が正しい場合があるとしたら、存在の価値をもっぱら積極的な善とする考え方は退ける必要があるとは言える。仮にそのような場合があるとして、そのとき存在にまつわる価値論はどのように展開されることになるだろうか。それに関して、以下では簡単なスケッチを描くことにしよう²³。

²¹ この問題を議論するにあたっては、バーナード・ウィリアムズの議論がしばしば引き合いに出される。cf. Williams (1973).

²² cf. 加藤 (2007).

²³ このスケッチは、存在の価値をもっぱら善とするネーゲル的見解を保持するひとにとっても意義があると思う。なぜならこのスケッチのもとで提示された価値の考え方方が誤っているなら、それはネーゲ

ポイントは、価値について絶対的価値と比較的価値という一つの区別をつけることにある。私はこの区別を、クリスター・ビクヴィストの議論をヒントに導入している²⁴。ここで比較的価値ということで意味されているのは、ある人が、ありえた別のあり方よりも良い、あるいは悪いということである。それぞれ比較的な仕方で利益を得たケースと害を被ったケースに該当すると言えよう。それに対して絶対的な価値は、そのような比較的な観点を導入しない。つまりそれによって意味されているのは、ある人が、それ自体として良い、または悪いと言える価値をもつということである。このときには利益と害も絶対的な仕方で理解される。この区別を踏まえると、人が存在することで享受するのは絶対的な価値であって比較的な価値でないという議論を展開する道が開かれるだろう。

そのような議論は、うまく展開できたならば、「存在しないほうがよかった」という判断に実質を与えるものとなりうる。まず人が存在することで享受するのは絶対的価値だと主張することによって、存在にまつわる価値が比較によらない価値であることを主張する。そしてそのうえで、人が絶対的な利益でなく絶対的な害を被るとき、それが「存在しないほうがよかった」と言うとき意味していることだと理解するのである。つまり見かけ上は比較表現になっているが、本当は比較に基づいて理解される事柄ではないと主張するわけだ。

このアプローチは、もうすこしネーゲルの考え方方に引き寄せる形で展開することもできるかもしれない。ネーゲルによると存在の善は、さまざまな善悪の享受を可能にする条件をもつことがある。そこでそれを絶対的な利益として捉える。善い出来事と悪い出来事がどちらも起こりうることは、「それ自体で善い」ことなのだ。そしてこのように絶対的な利益を理解したとき、絶対的な害は享受しうる要因がいちじるしく偏っていることとして理解できるのではないだろうか。起こる出来事がその人にとって否定的な価値をもつものに偏っているとき、存在することを絶対的な害と捉えようというわけである。どれくらい偏りがあることが必要なのかはあらためて検討すべきではあろう²⁵。いま確認しておきたいのは、生きているあいだに起こる出来事に善い出来事もあれば悪い出来事もある可能性があつてこそ存在は絶対的な善をもつのであり、こうした多様性が確保されなければ絶対的な善をもつとは言えないということである。

しかし以上のようなアプローチをとると、害に関する理解が重要な点で再考を迫られる。本論ではこれまで、害を基本的に比較に訴える仕方で理解してきた。存在に焦点を当てるにせよ、出来事に焦点を当てるにせよ、現実のあり方と反事實的なあり方との比較によつ

ル的見解を支持する論拠になりうるからである。

²⁴ ここでの私の特徴づけはビクヴィストの特徴づけとは異なる点もある（そのため「ヒント」と付記した）。ビクヴィストによると絶対的価値には内在的な側面だけではなく道具的な側面もあるのだが、私はここで後者の側面を考慮から外している。Bykvist (2007).

²⁵ 概念的な観点からは言えても、絶対的な害とされるような状態が事実として本当にあるのかどうかもあらためて検討するべきであろう。ところで、起こりうる出来事が肯定的な価値をもつものに偏っているというパターンも考えられるだろうが、しかし、実際にそれに該当する具体的なケースがあるのかどうかが、いまのところ私にはよく分からない。

て害を理解してきた。だがいま指摘したのは、比較によらない仕方で理解されるべき害があるということである。

するとつぎのように言うべきであろう。すなわち、害の概念を一義的に分析する方針は放棄しなければならないのである。害の概念は、比較によるものとそうでないものがある点で、すくなくとも二義的である。とはいえたが、その二種類の害の区別に根拠がないわけではない。「存在しないほうがよかった」という判断は、そもそも存在することの是非に関わっている。それに対して死の害は、存在の終了に関わる害であることに注意してほしい。つまりそれは（実はこれは先ほど通りすがりに述べたことだが）、いったん存在した人がこれから存在しなくなることにまつわる害なのである。他方でいま問題にしたのは、存在してしまうことにもつわる害である。こうした種類の害を理解するのに比較の観点をとるべきでないということは²⁶、存在の価値のある種の特殊性を示唆していると言えるかもしれない²⁷。

文献

- Bradley, Ben (2009), *Well-Being and Death*, Oxford University Press.
- Bykvist, Krister (2007), “The Benefits of Coming into Existence,” *Philosophical Studies* 135, 335-362.
- Feit, Neil (2002), “The Time of Death’s Misfortune,” *Nous* 36, 359-383.
- Harman, Elizabeth (2004), “Can We Harm and Benefit in Creating?” *Philosophical Perspectives* 18, 89-113.
- 加藤秀一 (2007), 『〈個〉からはじめる生命論』, 日本放送出版協会.
- Kripke, Saul (1980), *Naming and Necessity*, Harvard University Press. [『名指しと必然性』, 八木沢敬・野家啓一 (訳), 産業図書, 1985年.]
- Nagel, Tomas (1970), “Death,” *Nous* 4, 73-80.: reprinted in his *Mortal Questions*, Cambridge University Press, 1979. [「死」, 永井均 (訳) 『コウモリであるとはどのようなことか』, 勁草書房, 1989年, 1-16.]
- Parfit, Derek (1992), *Reasons and Persons*, Oxford University Press. [『理由と人格』, 森村進 (訳), 勁草書房, 1998年.]
- Priest, Graham (2005), *Towards Non-Being: The Logic and Metaphysics of Intentionality*, Oxford University Press. [『存在しないものに向かって—志向性の論理と形而上学』, 久木田水生・藤川直也 (訳), 勁草書房, 2011年.]
- Quine, W.V.O. (1948), “On What There is,” *Review of Metaphysics* 5, 21-38; reprinted in his *From*

²⁶ これから存在する人に関する害が問題となるときもあるが（たとえば非同一性問題など）、本節の議論はそのような害についても比較によらない観点から捉えるべきことを示唆する。そのような見方にについて Harman (2004)を参照されたい。

²⁷ 本稿の草稿に対して吉沢文武氏からコメントを頂いた。記して感謝したい。

a Logical Point of View: Logico-Philosophical Essays. [『論理的観点から』, 飯田隆(訳), 勲草書房, 1992年.]

Silverstein, Harry (1980), "The Evil of Death," *Journal of Philosophy* 77, 401-424.

鈴木生郎 (2011), 「死の害の形而上学」, 『科学基礎論研究』39(1), 13-24.

Williams, Bernard (1973), "The Makropulos Case: Reflections on the Tedium of Immortality," in his *Problems of the Self*, Cambridge University Press, 82-100.

Williamson, Timothy (2013), *Modal Logic as Metaphysics*, Oxford University Press.

吉沢文武 (2015), 「死と生の形而上学—存在と非存在をめぐる二つの直観について」, 千葉大学大学院人文社会科学研究科, 博士論文

Yourgrau, Palle (2000), "Can the Dead Really be Buried?" *Midwest Studies in Philosophy* 24, 46-68.

(たにかわ たく／慶應義塾大学 論理と感性のグローバル研究センター 共同研究員)